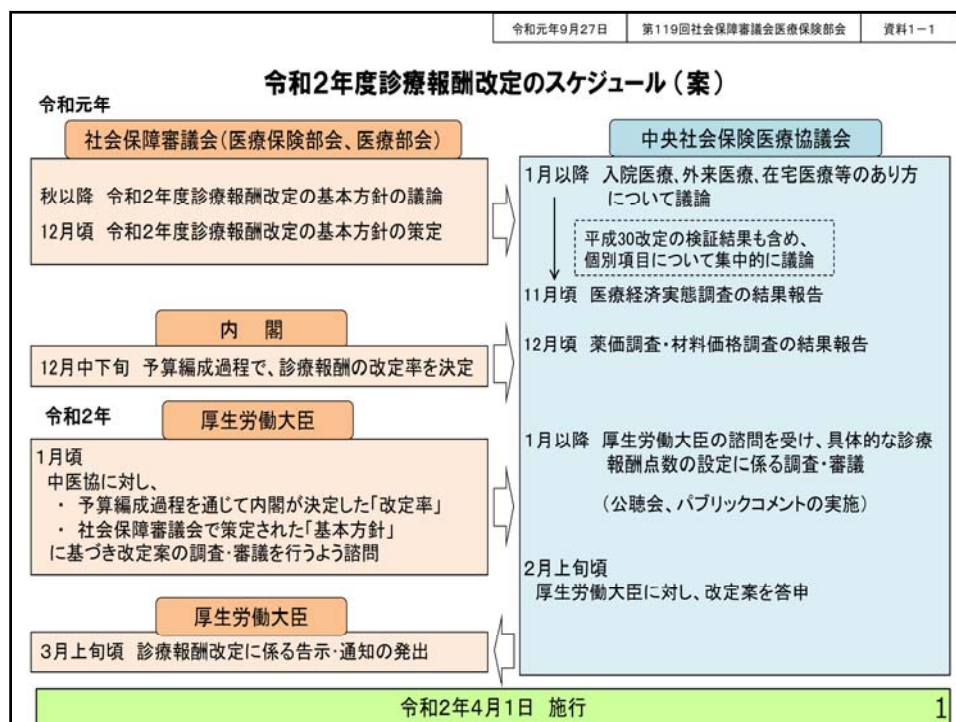


令和2年 調剤報酬改定に向けての 主な論点



令和2年度調剤報酬改定に向けての論点

医療制度改革の基本的な考え方（財務省案）と社会保障審議会での方向性

医療費の伸び

- ・ 国民医療費の伸び率（過去10年平均2.4%/年）
- ・ 高齢化等による要因（上記の1.1%/年を占める）
- ・ 保険料引上げは困難（雇用者報酬の伸びの鈍化）

制度の維持

- ・ 制度を支える財源は公費・保険料・自己負担
- ・ 公費：国債発行に依存（将来世代につけ回し）
- ・ 保険料：現役世代への負担に限界
- ・ 自己負担：高額療養費制度で実効負担率は低下傾向

保険給付範囲の在り方
の見直し

保険給付の効率的な提供

高齢化・人口減少下で
の負担の公平化

財務省 財政制度分科会 11月1日 社会保障について② （参考資料）

保険給付範囲の在り方を見直し

- ・ 日本の受診回数はOECD諸国の2倍
- ・ OTCと同一成分医薬品の保険給付？
- ・ 処方薬の一定額までの自己負担



- ・ 少額（ワンコイン）の定額制導入の議論
- ・ 保険給付範囲の見直し
- ・ 自己負担額の引き上げ

保険給付の効率的な提供

診療報酬全体と賃金物価の動向

- ・医療職の賃金は、1995年を100として、2017年では115に上昇している。
- ・一方、日本国の賃金・物価水準の加重平均は、2017年で97であり、医療職とかけ離れている。
- ・薬剤師数は、人口1000人当たり1.81人（2019）で世界最高、ちなみにイギリス0.9、ドイツ0.64
- ・薬剤師数の伸びは、2009年を100として2018年度は131
- ・薬剤師1名当たりの技術料を2009年を100として比較すると、2018年は101

調剤技術料の伸びが薬剤師の増加してもその費用を補っている
逆を言えば、薬剤師が増加しても技術料により生活できる

令和2年度診療報酬改定の基本方針（骨子案の概要）

令和元年
11月21日 第121回社会保障審議会医療保険部会 資料 1-1

改定に当たっての基本認識

- ▶ 健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現
- ▶ 患者・国民に身近な医療の実現
- ▶ どこに住んでいても適切な医療を安心して受けられる社会の実現、医師等の働き方改革の推進
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

改定の基本的視点と具体的方向性

1 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進【重点課題】

【具体的方向性の例】

- ・医師等の負担軽減等につながる取組の評価
- ・地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の評価
- ・業務の効率化に資するICTの利活用等の推進

3 医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進

【具体的方向性の例】

- ・医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- ・外来医療の機能分化
- ・質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- ・地域包括ケアシステムの推進のための取組

2 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

【具体的方向性の例】

- ・かかりつけ機能の評価
- ・患者にとって必要な情報提供や相談支援、重症化予防の取組、治療と仕事の両立に資する取組等の推進
- ・アウトカムにも着目した評価の推進
- ・重点的な対応が求められる分野の適切な評価
- ・口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- ・薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための必要な評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価
- ・医療におけるICTの利活用

4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

【具体的方向性の例】

- ・後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- ・医薬品の適正使用の推進
- ・費用対効果評価制度の活用
- ・市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- ・医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価（再掲）
- ・外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進（再掲）

(2) 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現 具体的方向性の例（抜粋）

□ 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価

患者に対する薬物療法の有効性・安全性を確保するため、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われるよう、**かかりつけ薬剤師・薬局の評価**を推進

□ 薬剤調製などの対物業務から、**薬学的管理などの対人業務への構造的な転換**を推進

□ 医療におけるICTの利活用

離島・へき地等の医療資源が少ない地域におけるニーズや、医療の質にかかるエビデンス等を踏まえ、医療におけるICTの利活用を適切に評価

令和元年11月21日 社会保障審議会医療保険部会 資料より

(3) 医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進 具体的方向性の例（抜粋）

□ 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

患者の状態や、医療の内容、住まいの状況等を考慮し、効果的・効率的で質の高い在宅医療・訪問看護の提供体制を確保

□ 地域包括ケアシステムの推進のための取組

地域包括ケアシステムの推進のための医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士等による**多職種連携・協働の取組**等を推進

患者が安心・納得して退院し、**早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるための取組**を推進

令和元年11月21日 社会保障審議会医療保険部会 資料より

(4) 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上 具体的方向性の例（抜粋）

□ 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進

後発品医薬品の使用割合を80%

□ 医薬品の適正使用の推進

重複投薬やポリファーマシー、残薬への対応、薬剤耐性（AMR）への対応や適正使用のための長期処方の方等、医薬品の効率的かつ安全で有効な使用を推進

令和元年11月21日 社会保障審議会医療保険部会 資料より



資料編

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する付帯決議】

付帯決議

- ① 我が国における医療ニーズの高い革新的な医薬品、医療機器等の開発に対して、戦略的な支援を行うよう努めること。
- ② 先駆け審査制度において、指定を受けた後に要件を満たさないことが明らかになった場合には、速やかに指定を取り消すこと。
- ③ 先駆け審査制度により製造販売承認を受けた抗インフルエンザ薬について、耐性ウイルスを発生しやすいことが指摘されていることから、その有効性、安全性等の状況を監視すること。

附帯決議

- ④ 条件付き早期承認制度の対象となる医薬品等の適応疾患について、生命に重大な影響がある疾患（致死的疾患）、病気の進行が不可逆的で日常生活に著しい影響を及ぼす疾患、希少疾病といった重篤なものや、申請時に有効な治療法が確立していないものを中心とすること。また、ワクチンを含む予防薬について、条件付き早期承認制度の対象としようとするときは、特に慎重に検討すること。

附帯決議

- ⑤ 条件付き早期承認制度により製造販売の承認をした場合は、速やかに有効性・安全性を再確認するために厳格な製造販売後調査等を実施すること。また、承認を受けた医薬品・医療機器の使用に際しては、通常の医薬品・医療機器と異なり、一定程度の有効性及び安全性が確認されたものととどまることから、製造販売後に再確認を必要とするものであることについて、患者に対して適切な情報提供がなされるよう努めること。さらに、承認を受けた医薬品等の評価に係る調査等結果の提出期限については、実施に必要な最低限の期間を品目ごとに定めること。

附帯決議

- ⑥ 条件付き早期承認制度によって承認の際に付された条件を満たさなくなった場合には、速やかに承認の取消し又は承認事項について変更を命ずること。
- ⑦ 添付文書の電子化に当たっては、添付文書の情報が改訂された際に、それが直ちに確実に伝達されるための環境整備を図ること。また、災害等により、停電やサーバーに不具合が発生したような場合の添付文書情報へのアクセスを確保するための方策について検討すること。
- ⑧ これまで進めてきた医薬分業の成果と課題を踏まえ、患者の多くが医薬分業のメリットを実感できるような取組を進めること。

附帯決議

- ⑨ 健康サポート薬局の届出数が少数にとどまっている現状を踏まえ、その要因を分析して検討し、必要な対策を講ずること。
- ⑩ 製薬企業等からの医薬品等の臨床研究に関する資金提供の情報等の公表について、臨床研究法の趣旨にのっとり、更なる透明性の確保が図られるよう、製薬企業等に対して趣旨の徹底を図ること。
- ⑪ 医薬品等行政評価・監視委員会を厚生労働省に設置することについて、委員会の独立性に疑念を招かないように細心の注意を払うこと。また、委員の利益相反がないよう厳格に監視すること。さらに、委員には、薬害被害者を含めること。

附帯決議

- ⑫ 採血事業者に対して、骨髄バンクへの登録呼びかけを行うよう協力を求めること。
- ⑬ 新たな虚偽・誇大広告に対する課徴金制度についてその抑止効果の評価を行うこと。
- ⑭ 「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」で提言された法違反時の役員変更命令の法定化について、本法の施行状況を踏まえ検討を行うこと。

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出、第198回国会閣法第54号)概要

法律案等概要

- ① 世界に先駆けて開発される医薬品、医療機器及び再生医療等製品並びに医療上のニーズが著しく充足されていない医薬品、医療機器及び再生医療等製品を優先審査の対象とする指定制度の創設等を行うこと。
- ② 医療上特に必要性が高い医薬品及び医療機器に係る条件付き承認制度を創設すること。
- ③ 医薬品、医療機器等の承認事項のうち製造方法等の変更について、事前に厚生労働大臣が確認した計画に従った変更を行う場合の事前届出制の創設等を行うこと。

法律案等概要

- ④ 一般用の医薬品、医療機器等の消費者が直接購入する製品を除き、添付文書の製品への同梱を廃止し、電子的な方法による提供を基本とすること。
- ⑤ 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するためのバーコードの容器等への表示を義務付けること。
- ⑥ 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度を創設すること。
- ⑦ 一定のルールの下で、テレビ電話等による服薬指導を認めること。

法律案等概要

- ⑧ 薬剤師に対し、調剤時に限らず、継続的に患者の薬剤等の使用状況の把握及び服薬指導を行うことを義務付けること。
- ⑨ 薬局開設者、医薬品、医療機器等の製造販売業者等に対し、法令遵守体制の整備を義務付けること。
- ⑩ 承認等を受けない医薬品、医療機器等の輸入に係る確認制度を創設すること。
- ⑪ 虚偽、誇大広告による医薬品、医療機器等の販売に対する課徴金制度を創設すること。

法律案等概要

- ⑫ 厚生労働省に、医薬品、医療機器等の安全性の確保等に関する施策の実施状況の評価及び監視を行う医薬品等行政評価・監視委員会を設置すること。
- ⑬ 血液由来iPS細胞を医薬品、医療機器又は再生医療等製品の研究開発における試験に活用する場合等の採血の制限の緩和等を行うこと。
- ⑭ この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。